

新生児取り違えと出自を知る権利——国際人権法の視点から

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 7 年 4 月 21 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ワ）第 28700 号

【事 件 名】 生物学上の親調査義務確認等請求事件

【裁 判 結 果】 請求一部認容（確定）

【参 照 法 令】 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、憲法

【掲 載 誌】 判例集未掲載

◆ LEX/DB 文献番号 25622506

一橋大学特任講師 初川 彬

事実の概要

本件は、都立墨田産院（現在は閉院）における新生児の取り違えにより、生物学上の親と生き別れの状態になった原告が、東京都に対して自らの実の親（生物学上の親）が誰かを調査するよう求めた事件である。これに先立ち、原告及びその両親（育ての親）は、本件取り違えが不法行為又は分娩助産契約の債務不履行に当たるとして損害賠償を求める裁判（以下「前訴」とする）を提起し、債務不履行に基づく損害賠償を都に命じた東京高裁判決が平成 18 年に確定している。

前訴確定後、原告は生物学上の親を知りたいと考え、墨田区に対して情報公開や調査を求めたが、公開された情報は個人情報保護を理由にほぼ全て黒塗りであった。原告は都に対しても協力を求めたが、都は応じなかった。原告は、都及び墨田区に対して「出自を知る権利の実現を求める申入書」を提出し、憲法に加えて自由権規約や子どもの権利条約に基づき情報提供及び開示を求めたが、受け入れられなかった。

そこで原告は、本件取り違えの被害者たる子に対してその出自を知らせないことは、自由権規約 17 条 1 項（家族に対して恣意的にもしくは不法に干渉されない権利）、19 条 2 項（表現の自由から派生する、情報を求める権利）、子どもの権利条約 7 条 1 項（特に、父母を知る権利）、8 条（身元関係事項保持の権利）、9 条（父母からの分離の禁止）、憲法 13 条及び 21 条によって認められた権利の侵害に当たるとして、規約 2 条 3 項（効果的救済の義務）を引用しつつ本件訴訟を提起した。

原告の具体的な請求内容として、まず生物学上の親を特定するための調査を求めており、その根拠として自由権規約及び子どもの権利条約、分娩助産契約、医療事故に準ずる重大な問題事案における顛末報告義務などを挙げている。加えて、これらの条約に基づき都が調査義務を負うことの確認と、この調査義務の懈怠あるいは分娩助産契約の債務不履行に基づく損害賠償を請求した。その上で、自由権規約 2 条 3 項が効果的救済の義務を当事国に課しているから、都は原告の生物学上の親について迅速・徹底的かつ実効的に調査し、プライバシーに配慮しつつその調査結果を原告及びその育ての親に知らせる義務を負うのであって、前訴に基づく金銭賠償のみでは効果的救済にならないと主張した。

これに対して被告は、自由権規約や子どもの権利条約の各規定から原告の主張するような具体的権利ないし請求権が発生するわけではなく、いずれの条約も地方公共団体の事務を直接規定するものでもないとして争った。出自を知る権利についても、国内における具体的な立法措置がないことを理由に、法律上の根拠がないと主張した。

判決の要旨**1 出自を知る権利について**

日本では、「自己の出自を知らない者がそれを知る権利」は法制化されていないが、子が生物学上の親を知り、その親に養育されること及びその親との関係性を切断されないことは、親子関係における普遍的な基礎であり、子の人格的生存に

とって重要である。自身の重要な根元的・歴史的
事実である出自に関する情報を知ること自体も、
憲法 13 条が保障する個人の人格的生存に重要で
あり、法的利益として位置付けられる。また、自
由権規約や子どもの権利条約の各規定も、出来
る限り子が自己の出自（生物学上の親）を知る権利
及び子が父母の養育を受ける権利ないし法的利益
を保障しており、これらは日本の国民にも直接保
障されていると解される。よって、原告が自己の
出自に関する情報を一切知ることができない状態
に置かれていることは、これらの条約又は条約が
保障する権利保護の要請などに違反している。

もっとも、これらの条約の各規定は、自己の出
自を知る権利を侵害された個人に対して具体的に
権利を付与したものとは解されない。効果的救済
についても、その具体的な実施方法は一般的に各
国に委ねられている。よって、これらの条約に直
接基づく調査請求並びに被告が調査義務を負うこ
との確認請求については、認められない。

2 分娩助産契約に基づく調査請求を通じた、 自己の出自を知る権利の実現

被告は、憲法 99 条及び 98 条に基づき、法律
及び条約の遵守義務を負っているから、自由権規
約 2 条や 50 条を踏まえて、その地方公共団体の
権限の範囲内で、条約が保障する権利を実現する
義務を負う。分娩助産契約に基づく権利義務の解
釈に際しても、憲法及びこれらの条約の各規定の
趣旨を斟酌する必要がある、被告は憲法に基づき
可能な限り条約上の権利を保障するための行政上
の措置の実施が求められる。よって、被告は原告
の生物学上の親についてプライバシーに配慮しつ
つ調査を実施し、その結果を報告しなければなら
ない。（損害賠償については棄却された。なお、東京
都は控訴せず、本件判決は確定している¹⁾。）

判例の解説

一 はじめに

本件は、新生児の取り違えというやや特殊な事
例ではあるが、国内で法制化されていない「出自
を知る権利」につき条約を援用して、原告の救済
を図ったことが注目される。この裁判では、憲法
や民法に基づく主張・判断もなされているが、本
稿は国際法に焦点を絞ってこの問題を検討する。

人権条約の当事国が負う義務は、しばしば消極
的義務と積極的義務に分けられ、1 つの権利・自
由に対して両方の義務が課せられることもある。
前者は尊重義務とも呼ばれ、個人が享受・行使す
る権利ないし自由につき干渉を差し控える義務を
指す。後者は、主に保護義務（私人間関係を含め
て人権侵害から個人を保護する義務）と充足義務（人
権を享受するために国家が必要な条件を整備する義
務）に分けられる。出自を知る権利に関しても、
これらの条約の規定が日本に対して具体的にどの
ような義務を課しているかという点を考える必要
がある。

二 出自を知る権利について

出自を知る権利は、しばしば生殖補助医療（第
三者からの精子提供や代理出産など）によって生
まれた子が、自らの生物学上の親を知ろうとする文
脈で言及されることが多い。日本では、2000 年
前後にこの権利を巡る議論が本格化し、2003 年
に厚生科学審議会生殖補助医療部会が取りまとめ
た「精子・卵子・胚の提供などによる生殖補助医
療制度の整備に関する報告書」で言及された（但
し、この権利を法制化する動きは 2025 年現在進ん
でいない）。もっとも、この権利は必ずしも生殖補
助医療に限定されるものではなく、内密出産ない
し匿名出産や特別養子縁組にも当てはまる可能性
があるなど、その対象は広い。近年は、所謂「赤
ちゃんポスト」を巡っても議論が続いている²⁾。

子どもの権利条約 7 条 1 項は「父母を知りか
つ父母によって養育される権利」を、8 条は「家
族関係を含むその身元関係事項について不法に干
渉されることなく保持する権利」を認めており、
9 条には「児童がその父母の意思に反してその父
母から分離されない」権利について書かれている。
これに関連して、自由権規約は、23 条 1 項で「家
族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会
及び国による保護を受ける権利を有する」としつ
つ、17 条で家族が恣意的又は不法に干渉されな
い権利を定めている。当事国は、これらの権利を
侵害するような行為を差し控える義務だけでなく、
これらの権利が確保されるよう措置を講じる
義務も負っている。

出自を知る権利に直接関係するものも、子ども
の権利条約 7 条 1 項であり、当事国は子による
その父母の情報へのアクセスを妨害してはなら

ず、この権利の実現のために適当な措置を講じる必要がある³⁾。これは、同条約8条や9条とも関係している。7条の起草過程においては、父母を知る権利が児童の精神的安定を確保するために重要だと考える国と、匿名の養子縁組制度 (secret adoption、子は実の親の情報を知ることが出来ない) の観点から慎重な意見を示す国があったため、この権利は必ずしも絶対的なものとはされず、「できる限り」という文言が付された⁴⁾。とはいえ、この語は必ずしも当事国の広範な裁量を認めるものではなく、情報を秘匿する重要な利益がない場合は、子が父母の情報を得られるようにしなければならない。その重要な利益の例として、内密出産における実の親のプライバシーの保護や、母親の孤立した危険な出産、中絶あるいは嬰兒殺を防ぐためという目的が主張されたことがある⁵⁾。

子どもの権利条約8条は、「児童が…家族関係を含むその身元関係事項 (identity) について不法に干渉されることなく保持する権利」を認めており (1項)、その身元関係事項を不法に奪われた子についてそれを速やかに回復するための適当な援助及び保護を与える義務を当事国に課している (2項)。1項が規定する権利は、人が自己を社会の中で自らを定義づけ、権利能力を有する主体になる前提ともいえ⁶⁾、その父母に関する情報を保有することは最も基本的な内容である。2項は、1項の定める権利が不法に侵害された場合に、当該権利を回復する義務を当事国に課しており、当事国による裁量の余地は必ずしも大きくない⁷⁾。身元関係事項を奪われた子につき、当事国が情報を提供することは、2項の積極的義務のみならず1項の消極的義務にも直結する。

子どもの権利条約8条が当事国に課す義務の性質については、私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定めた欧州人権条約8条が参考になる。欧州人権裁判所は *Gaskin* 対英国事件において、「私生活の尊重は、全ての者が人としての自らのアイデンティティに関する詳細を確立できることと、原則として特段の正当な理由なくそのような極めて基本的な情報につき当局から妨げられないことを要する」との立場を確認し、情報開示の可否を巡り、情報を求める者の私生活と家族生活の尊重につき比例性の要件を満たす必要がある旨を示した⁸⁾。 *Mikulić* 対クロアチア事件では、実の親の情報を得ることは欧州人権条約によって

保護された重大な利益であり、比例原則に言及しつつ、当事国が子の最善の利益のために十分なDNA調査などの措置を尽くさない場合は、8条違反になるとした⁹⁾。匿名出産の子が自らの出自に関する情報を求めた *Godelli* 対イタリア事件では、当事国は子が保持する身元関係事項を不法に奪わないという消極的義務だけでなく、必要な場合にこれを開示する積極的義務を負うとした。その上で、身元関係事項への権利には親を知る権利も含まれ、これは私生活にとって不可欠の要素であるから、競合する利益を検討する際には特に厳格な審査が求められるとして開示の必要性を強調し、子が出自を知る権利と親が自らの情報を秘匿する利益を調整する仕組みがない場合は、比例原則を満たさないとした¹⁰⁾。 *Tobin* らによれば、子どもの権利委員会も概ね同様の立場をとっており、子が親を知ることが可能であるならば、それが当該子の最善の利益にならないような場合を除き、原則として情報は開示しなければならない¹¹⁾。

以上の通り、父母の情報など自己の出自に関する情報は子にとって極めて重要であり、その情報の秘匿が許容されるのは、比例原則を満たすような例外的な場合に限られる。本件は産院での取り違いによって生じ、たとえ過失にせよ不法に実の親から引き離され、「父母の養育を受ける権利ないし法的利益」 (本件判決文) が侵害されている。これは、内密出産のように実の親が自らの情報を開示しないよう要請した事例とは、根本的に事情が異なる。しかるに、被告は情報提供だけでなく十分な調査を実施することも拒否しており、情報開示による原告の利益と第三者の不利益を十分に衡量した形跡もないことから、不開示の正当化は困難だといえよう。

三 条約の国内適用

国際人権条約の当事国が負う義務の射程は国 (政府) に留まらず、裁判所や地方公共団体¹²⁾ にも及び、自由権規約委員会も「政府の全ての機関 (行政、立法と司法) 及び他の公的ないし政府機関は、国家、地域又は地方のいかなるレベルにおいても、当事国としての責任を負う地位にある」 (一般的意見31)¹³⁾ と述べている。日本の裁判所は、自らも国際人権条約適合的な判断を下す義務を負うにもかかわらず、あまり積極的な姿勢を示してこなかったとしてしばしば批判されているが、特

に 2010 年代以降は少しずつ変化が生じている。

裁判所が条約を具体的な事件に適用する手法としては、直接適用と間接適用の 2 つがある。直接適用は、一見すると論理構成が明快だが、該当する条約規定の内容が明確であることや、直接適用を念頭に置いて日本が当該条約を批准・加入したと考えられる場合等を除き、その実施は簡単ではない。そのため、日本の裁判所が人権条約を援用する際は、国内法を解釈・適用する際に条約の趣旨を取り込むことでその内容の実現を図る、間接適用の手法が用いられることが多い。

本件において裁判所は、自由権規約と子どもの権利条約が保障する「自己の出自を知る権利等は、日本の国民にも直接保障されている」と認めた。但し、これらの人権条約の各規定は個人に具体的な権利を付与したのではなく、効果的救済の実施方法は各国の裁量に委ねられているとして、条約を直接の根拠にした具体的な行為の請求を退けた。その一方で、「被告は…（法律）に優位する憲法及び国際条約の遵守を負っている」ことに加え、「地方公共団体としての権限に照らして実施が可能な範囲では、各条約において保障された権利実現のための義務を負い得る」と認め、民法に基づく分娩助産契約の権利義務を解釈する際に関連する条約の趣旨を取り込んだ¹⁴⁾。裁判所は、「本件分娩助産契約に基づく調査義務は、私法上の義務というにとどまらない本件各条約上の公的義務という側面があると解するのが相当」とも強調している。

本件判決は、形式的には間接適用であったが、その判断の中核部分については、子どもの権利条約を中心とする国際人権条約が大きな役割を果たした。出自を知る権利について定めた国内法がない現状では、条約に大きく依拠せざるを得ない。国内法制度との摩擦が少ない間接適用の手法を採用しつつ、実質的な内容について裁判所が条約を積極的に活用して効果的救済への道を開くのは、国際人権法が予定するあり方の 1 つである。本件取り違え訴訟においては、それが一定程度実現されたものとして意義がある。今後も、日本が締結している人権条約上の義務に基づき、裁判所が積極的に条約を活用することが期待される。

但し、本件はあくまでも新生児取り違えという特殊なケースに限って、子どもの権利条約等の出自を知る権利を間接的に認めたものとするのが

相当であり、本判決の射程は限定的である。日本における生殖補助医療や内密出産を巡る問題などにおいても、この権利が認められる可能性があるか、現時点では定かではないことに注意が必要であろう。

●——注

- 1) 「新生児取り違え 控訴見送り 生みの親を調査へ 東京都」朝日新聞朝刊東京本社版 2025 年 4 月 26 日、29 面。
- 2) 「内密出産の子 出自開示『18 歳以上』 検討会 情報保存、分類報告書」読売新聞朝刊東京本社版 2025 年 3 月 22 日、33 面。
- 3) 自由権規約 19 条 2 項（「あらゆる種類の情報及び考え」を受ける自由）も参照。
- 4) See Sharon Detrick, *A Commentary on the United Nations Convention on the Rights of the Child* (Martinus Nijhoff, 1999), p. 153.
- 5) 欧州人権裁判所の例ではあるが、*Odièvre v France*, Application no. 42326/98 (ECtHR, 13 February 2003) など。
- 6) See Geraldine Van Bueren, *International Law on the Rights of the Child* (Martinus Nijhoff, 1995), p. 117.
- 7) See John Tobin and Jonathan Todres, 'Article 8. The Right to Preservation of a Child's Identity' in John Tobin (ed), *The UN Convention on the Rights of the Child: A Commentary* (Oxford University Press, 2019), pp. 285, 301.
- 8) *Gaskin v United Kingdom*, Application no. 10454/83 (ECtHR, 7 July 1989), paras. 37-39, 49.
- 9) *Mikulić v Croatia*, Application no. 53176/99 (ECtHR, 7 February 2002), paras. 8-32, 56- 65. この事件は、非嫡出子として出生した申立人とその母親が、父親に親子関係の確認を求めて国内で訴訟を提起したところ、相手方の男性が DNA 検査を拒否し続けたことに端を発する。
- 10) *Godelli v Italy*, Application no. 33783/09 (ECtHR, 25 September 2012), paras. 5-27, 47-58.
- 11) John Tobin and Florence Seow, 'Article 7. The Rights to Birth Registration, a Name, Nationality, and to Know and Be Cared for by Parents' in John Tobin (ed), *supra* note 7, pp. 260-263.
- 12) 地方公共団体の人権条約履行義務については、大津浩「国際人権保障における自治体の権能と義務」芹田健太郎ほか編『講座国際人権法 3 国際人権法の国内的実施』（信山社、2011 年）5～26 頁も参照。
- 13) CCPR/C/21/Rev.1/Add.13 (2004), para. 4.
- 14) 過去にも、民法を介した人権条約の間接適用という手法が、人種差別的表現における不法行為の認定等で用いられたことがある。よく知られている例として、京都朝鮮学校ヘイトスピーチ訴訟などが挙げられる。大阪高判平 26・7・8 判時 2232 号 34 頁。